貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年6月)

6月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	トスロジ株式会社（法人番号２４３０００１０８１６４７）　代表者新庄恭太	北海道札幌市東区北２２条東７丁目２－２４　３階	本社営業所	北海道札幌市東区北２２条東７丁目２－２４	R7.6.25	事業停止（３０日）、輸送施設の使用停止（１５８日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の３　他１０件	令和７年１月２９日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１１件の違反が認められた。（１）整備管理者の選任違反（道路運送車両法第５０条）、（２）事業計画変更認可義務違反［自動車車庫の位置及び収容能力］（貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」）第２条第１項第４号）、（３）事業計画変更認可義務違反［乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力］（施行規則第２条第１項第５号）、（４）各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反（施行規則第６条第１項）、（５）事業計画事後届出義務違反［営業所の名称、位置の変更］（施行規則第７条第１項第２号、第３号）、（６）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（７）無車検運行（安全規則第３条の３）、（８）点呼の実施義務違反（安全規則第７条第１項、第２項、第３項）、（９）運行記録計による記録義務違反（安全規則第９条）、（１０）運転者台帳の作成義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（１１）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）	46	46
2	株式会社みやび運送（法人番号１４３００００１０６５７３３）代表者白山健次	北海道苫小牧市拓勇東町４丁目２番１１号	本社営業所	北海道苫小牧市拓勇東町４丁目２番１１号	R7.6.25	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の５　他９件	令和６年１２月４日及び令和７年１月２４日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。１０件の違反が認められた。（１）各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反（貨物自動車運送事業法施行規則第６条第１項）、（２）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（３）整備管理者の研修受講義務違反（安全規則第３条の５）、（４）点呼の実施義務違反（安全規則第７条第１項、第２項、第３項）、（５）点呼の記録事項義務違反（安全規則第７条第５項）、（６）乗務等の記録義務違反（安全規則第８条）、（７）運行記録計による記録義務違反（安全規則第９条）、（８）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（９）運行管理者の選任（解任）届出義務違反（安全規則第１９条）、（１０）自動車に関する表示義務違反（道路運送法第９５条）	1	1
	以下余白									